

## 佐賀県告示第 25 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和 8 年 1 月 30 日

佐賀県知事 山口祥義

氏名及び施術所の名称	所在地	廃止年月日
山崎 公保（山崎整骨院）	唐津市畠島 5591	令和 7 年 8 月 14 日
田崎 裕章（Rising 整骨院）	佐賀市高木瀬東二丁目 14 番 11 号	令和 7 年 6 月 30 日
小池 俊児（Rising 整骨院）	佐賀市高木瀬東二丁目 14 番 11 号	令和 7 年 6 月 30 日
長山 莉久（堺整骨院みやき院）	三養基郡みやき町大字白壁 1074 番地 3	令和 7 年 4 月 1 日
秋山 拓也（堺整骨院みやき院）	三養基郡みやき町大字白壁 1074 番地 3	令和 7 年 4 月 1 日